

○天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽であって、生物化学的酸素要求量除去率90パーセント以上のもので、放流水の生物化学的酸素要求量の数値が1リットルにつき1日平均で20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものであって、平成13年3月31日以前に設置されたものをいう。
- (3) 浄化槽の転換 既存の単独処理浄化槽、汲み取り便所から浄化槽へ施設の転換をすることをいう。
- (4) 住宅 浄化槽を設置する個人及びその家族の生活の用のみに供する住宅（以下「専用住宅」という。）又は生活の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅（以下「併用住宅」という。）であって、生活の用に供する部分の床面積が、建築延べ床面積の2分の1以上であるものをいう。
- (5) 自治公民館 一定の地域の自治組織によって設置された当該自治組織の活動等の用に供することを目的とした建物をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域は、次に掲げる区域を除く天草市全域とする。

- (1) 下水道認可区域（下水道整備が当分の間（原則として7年以上）見込まれない地域のうち、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域を除く。）
- (2) 集落排水事業整備計画承認区域

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、補助対象地域内において、住宅又は自治公民館に浄化槽を設置又は転換しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 販売を目的とした住宅に浄化槽を設置する者

(3) 賃貸住宅、宿舍等の営利を目的とした住宅に浄化槽を設置する者

(補助金の限度額)

第5条 設置費用の補助金の額は、別表の補助金額を補助することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この要領に定める補助金以外の補助金の交付を受けるときの同項の限度額は、同項各号に定める限度額から浄化槽の整備費に係る当該補助金の交付額を減じた額とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 審査期間(法第5条第2項に規定する期間をいう。)を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 建物の平面図(建築用途別の延べ面積が分かるもの)

(4) 浄化槽等配置図又は屋内外排水設備図

(5) 工事請負契約書の写し、工事見積書(内訳書)

(6) 一般財団法人日本建築センターが発行する型式適合認定書並びに同認定書別添仕様書及び図面の写し(施工図)

(7) 工事監督者の浄化槽設備士免状の写し

(8) 10人槽以下の浄化槽の設置にあつては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合した登録証の写し、浄化槽管理票(C票)及び浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証

(9) 単独浄化槽の転換にあつては、既存の単独処理浄化槽が確認できる書類及び写真

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者(以下「補助事業者」という。)に対しては浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の申請を取り下げようとするときは、補助金交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日までに天草市補助金等交付規則(平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。)第6条第1項の申請書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第9条 補助事業者は、第7条第2項の規定による決定通知を受けた後、事業の内容等に変更が生じたときは、浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請に係る内容等が適正であると認めたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

(1) 補助金の交付決定額の変更を伴う変更の承認をした場合 浄化槽設置整備事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)

(2) 前号に掲げる変更以外の変更の承認をした場合 浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認通知書(様式第6号)

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、直ちに浄化槽設置整備事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとし、その提出期限は、事業完了日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(1) 法第10条の2第1項の規定により提出する浄化槽使用開始報告書の写し

(2) 法第7条第1項及び第11条第1項の規定により行う検査に係る検査依頼書の写し

(3) 法第8条に規定する浄化槽の保守点検及び法第9条に規定する浄化槽の清掃に係

る業務委託契約書の写し

(4) 工事写真及びチェックリスト

(5) 単独浄化槽の転換にあつては、既存の単独処理浄化槽の浄化槽廃止届出書の写し

(6) 既存の単独処理浄化槽の撤去を伴う場合にあつては、既存の単独処理浄化槽の撤去の作業工程が分かる写真及び処分した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）により補助金を請求するものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、規則の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

人槽区分		補助金額
5人槽		332,000円
7人槽		414,000円
10人槽		548,000円
11～100人槽		市長が別に定める額
補助加算額		
汲取り便所から転換の場合		県事業の定める基準額以内
単独浄化槽から転換の場合		県事業の定める基準額以内 及び90,000円
新設の場合	5人槽	86,000円
	7人槽	107,000円
	10人槽	139,000円
	11～100人槽	市長が別に定める額

(備考) 併用住宅は、生活の用に供する部分について算定した人槽区分による。

